「Web 版消費者教育副読本の作成業務委託」 プロポーザル募集要領

第1 募集の趣旨・目的

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若年者の消費者被害の増大が懸念されており、被害を未然に防ぐには、成長段階に応じ、早い段階から体系的に消費生活に関する知識を習得していくことが重要です。

また、消費者教育の一翼を担う学校において、1人1台の端末が整備され、授業等での活用が進んでおり、紙媒体だけでなく、デジタル教材の需要が上昇しています。

これらのことから、消費生活に関する生徒の理解促進、意識向上を図り、消費者トラブルの未然防 止等につなげることを目的として、「Web版消費者教育副読本の作成業務委託」について、プロポー ザル(企画提案)方式により選定された事業者に委託することとします。

この募集要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めたものです。

第2 募集の内容

1 委託業務名

Web 版消費者教育副読本の作成業務委託

2 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで

4 委託予算額

上限額: ¥3,004,100 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人(法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般財団・財団法人。特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利法人等の法人格の種類は問わない。)であって、下記①から④までのすべての要件を満たしていることとします。

- ① 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領 又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、 プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議までの期間内に受けていないこと。又

は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

④ 岐阜県内に本店、支店又は営業所等の事業所が存在すること。

2 企画提案書の作成

委託業務仕様書に基づき、以下の項目について、事業の企画を様式2~8に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、原則として日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折り込み使用可)と します。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 業務実施の方針・考え方(様式3)
- (2) 業務実施体制等(様式3)

(人員体制、工程及び進行管理方法、本事業に類する事業実績等)

- (3) 仕様書の「3 業務内容」「4 教材内容の詳細」に関する企画の提案(様式3) (教材等の概要、コンセプト、デザインイメージ、デバイス利用、工夫点等)
- (4) 見積書(様式4)
- (5) 法人概要書(様式5)
- (6) 社会的課題への取組み(様式6)
- (7) SDGsへの取組み(様式7)

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

② 公募要領等に関する質問受付期間 令和6年6月13日(木)~令和6年6月27日(木)

③ プロポーザル参加申込受付期間 令和6年6月13日(木)~令和6年6月27日(木)

⑥ 評価会議結果の通知・公表 令和6年8月上旬 (予定)

※配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の入手方法

公募要領等については、次のいずれかの方法で入手してください。

- ① 岐阜県庁ホームページ「<u>トップ</u>><u>県政情報</u>><u>入札・公売</u>>公募型プロポーザル
 (<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1)」からダウンロードして入手してください。
- ② 岐阜県環境生活部県民生活課 消費生活安全係(県庁9階西)の打ち合わせスペースで配布します。

配布時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。

- (3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表
 - ①質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別添1)を県民生活課(第8のとおり)あてにFAX、電子メール(ファイル形式は、ワード文書ファイルとしてください。) 又は郵送にて提出してください。

- ・質問書の受付は、令和6年6月27日(木)午後5時15分まで。
- ・質問書を提出した場合には、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

②回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年7月4日(木)までに、次の岐阜県庁ホームページ上で公開します。

「トップ>県政情報 >入札・公売>公募型プロポーザル

(https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02 =0&sec01=0&date1=&date2=&search=1) \]

(4) プロポーザル参加申込書の提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(様式1)を県民生活課(第8のとおり)まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

- ・持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- ・郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに県民生活課(第8のとおり)に到着 したものを有効とします。
- ・郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

(5) 企画提案書の提出方法

- ① 提出書類
 - (1) 企画提案書(様式2、3)
 - (2) 見積書(様式4)
 - (3) 法人概要書(様式5)
 - (4) 社会的課題への取組み (様式6)
 - (5) SDGsへの取組み(様式7)
 - (6) 誓約書(様式8)
 - (7) その他関係資料
- ② 提出部数

8部(原本1部、副本7部)

※原本はホッチキス留めせずクリップ等で留めて提出すること。

③ 提出方法

県民生活課(第8のとおり)まで持参又は郵送にて提出してください。

- ・持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- ・郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに県民生活課(第8のとおり)に到着したものを有効とします。郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。
- ・郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ウ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- エ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案内容を意図的に開示した場合
- オ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- カ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令 に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結 果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成 12 年岐阜県条例第 56 号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届(様式自由) を県民生活課(第8のとおり)に持参又は郵送により提出してください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「Web版消費者教育副読本の作成業務 委託」プロポーザル評価会議(以下「評価会議」という。)を行います。

なお、委託者の審査に当たっては、評価項目(別添2)に基づき、提出書類及びプロポーザル参

加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点をします。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和6年7月25日(木)10:00から

(2) 開催場所

岐阜県庁20階 2003会議室

- (3) プロポーザルの所要時間
 - ・プレゼンテーション 20分間(その後、評価会議構成員からの質疑)

(4) 注意事項

- ・各応募者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。
- ・各応募者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。また、評価会議に出席しなかった 場合、企画提案書は無効とします。
- ・プレゼンテーション当日、新規に資料を追加することはできません。
- ・プレゼンテーション当日は、パソコン、プロジェクター等の機材は使用することができません。企画提案書受付期間中に提出した資料(受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した資料の提出は可)のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別添2のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定方法

県が別に定める「Web版消費者教育副読本の作成業務委託」プロポーザル評価要領に基づき、 評価会議において次のとおり選定します。

- ア 評価会議各構成員において、別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較 して順位を付けます。
- イ 評価会議各構成員の持ち点を合算した値(満点)の6割を最低基準点とし、各構成員の評価 点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。
- ウ 評価会議の構成員別にプロポーザル参加者ごとの評価点を比較し、第1位に3点、第2位に 2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与します。

ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位にあたる空位の順位点の合計を、当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与します。(小数点以下第1位を四捨五入)

- エ プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。 ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額の少ない者を高い順位とします。 なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。
- オ 最も順位の高い者を契約候補者として選定します。
- カ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすとき は、当該応募者を契約交渉の相手方とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がない場合は、再度公募を実施します。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

- ① 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称、評価点及び順位点
- ② 全提案者の名称(申込順)
- ③ 全提案者の評価点(得点順)(提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。)
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

応募者が2者の場合は、③は公表しません。

第5 契約の締結

1 仕様書の協議

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった 場合には、評価結果において順位点の合計が次に高い提案者(基準点を満たした者に限る。)と協議 を行うこととします。

2 その他

選定した契約候補者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議から本契約締結までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。 ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部 を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及 び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の 防止その他個人情報の保護に努めてください。。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため に利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ 支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が 困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない 場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号(県庁9階)

岐阜県 環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

TEL:058-272-8204 (直通) FAX:058-278-2889

電子メールアドレス: c11261@pref.gifu.lg.jp

年 月 日

岐阜県環境生活部 県民生活課長 行

公募要領等に関する質問書

「Web 版消費者教育副読本の作成業務委託」プロポーザル募集要領等について、質問事項がありますので提出します。

法 人 名称: 所 在 地: 担 当 者名: 電 話:

F A X: 電子メール:

質問項目	(募集要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●							
4.4								
内容								

(注意) 質問事項は、**当様式1枚につき1問**とし、**簡潔に**記載してください。

提出先 岐阜県環境生活部県民生活課 担当:消費生活安全係

FAX 058-278-2889

E-mail c11261@pref.gifu.lg.jp

「Web版消費者教育副読本の作成業務委託」プロポーザル評価項目

TW G D 版/月頁 日 教育 副 読本の TF 成 未 例 安 語 評価項目及び評価内容			評価基準点					
1	業務実施の方針・考え方(10点)	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る		
	募集要項、仕様書に基づき、事業の趣旨を十分理解した	10 点	8点	6点	4点	2点		
	内容であるか。							
2	事業実施体制等(15点)							
	業務を効果的、効率的に遂行するために十分な能力や人	5 点	4点	3 点	2 点	1点		
	員体制を有しているか。							
	工程及び進行管理方法が具体的で整理されており、適切	5 点	4点	3 点	2 点	1点		
	かどうか。							
	本事業に類する事業の実績を有しているなど、その知	5 点	4点	3点	2 点	1点		
	識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できる							
	カっ。							
3	教材等の制作(60点)							
	生徒の発達段階に応じて、生徒の興味・関心を持たせる	15 点	12 点	10 点	8点	6 点		
	ために全体のレイアウトを編集しようとしているか。							
	全体をイメージできるトップページであるか。	15 点	12 点	10 点	8点	6点		
	タイトル、サブタイトル、イラスト等							
	消費生活に関する基本的な知識を元に、生徒に興味・関	15 点	12 点	10 点	8点	6点		
	心を持たせるイラスト動画等の工夫がされているか。							
	デバイス機能を有効に活用し、円滑な授業が展開できる	15 点	12 点	10 点	8点	6 点		
	企画内容になっているか。							
4	事業費の妥当性(5点)							
	見積書の積算金額は妥当か。また、事業に要する費用と	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点		
	目標・効果のバランスはとれているか。							
5	社会的課題への取組 (5点)							
	「仕事と家庭の両立支援」に積極的に取り組んでいる					点		
	か。(2点)							
	「障がい者雇用」に積極的に取り組んでいるか。(2点)					点		
	「若者の採用・育成」に積極的に取り組んでいるか。					点		
	(1点)							
6	SDG s への取組 (5点)							
	(1) SDG s への取組み					点		
	「環境の取組み」(1点)「社会面の取組み」(1点)「経済の取							
	組み」(1点)といったSDGsの三側面への取組みがなされて							
	いるか。ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパ							
	ートナー」に登録されているか。(1点)							
	ぎふSDGs推進パートナー登録制度「ゴールドパートナー」							
	に登録されているか。(2点)							